

令和7年度第2回四街道市総合教育会議 会議録

日 時 令和7年12月23日(火) 午前10時00分～午前11時41分

場 所 四街道市役所第二庁舎第2会議室

出席者	市	長	鈴木 陽介
	教	長	府川 雅司
	育	員	豊田 恵子
	委	員	秋山 伸子
	委	員	三浦 光行
	委	員	高野 松男

出席職員	教	育	部	長	真田 裕之
	教	育	部	副 参 事	長谷川 篤
	教	育	総 務 課	長	笠松由紀子
	学	務 課	主 幹	堀口 靖之	
	学	務 課	指 導 主 事	木本 洋輔	
	学	務 課	主 任 主 事	中嶋 英博	
	青	少 年 育 成 セ ン タ ー	所 長	米村 貴	
	青	少 年 育 成 セ ン タ ー	指 導 主 事	霜下 嵩之	

傍聴人 なし

— 会議次第 —

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 協議事項

(1)多文化共生推進へ向けた今後の方向性について

～関係各課との連携の在り方～

(2)不登校児童生徒が安心して過ごせる環境づくりに向けて

～校内教育支援センター等の居場所づくりの充実～

4. 閉会

開会

教育部長

○**教育部長** 定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第2回四街道市総合教育会議を開会させていただきます。

初めに鈴木市長よりご挨拶をお願いいたします。

○**市長** 本日は、師走のお忙しい中お集まりいただき、また、日頃から本市の子どもからシニアまで、様々な教育活動を展開いただきありがとうございます。今回、今年度2回目の総合教育会議になります。ご存じのとおり、総合教育会議というのは、教育部局と市長部局の垣根を超えた課題が年々増えてくる中で、課題を共有し、考えながら、それぞれのリソースを生かして解決していこうというなかで、その協議の場として開催しているところです。

本日の一つ目の協議事項は、本市にとって非常に重要な多文化共生です。これはまちとしてもそうですし、学校の中もそうですが、本市には今4,000人を超える外国籍の方が在住されています。これは市の人口の4%ですが、今後増えていくことは確実という中で、どうやって多文化共生を進めていくか。すでに学校現場では、先生方のたゆまぬ努力により、様々に考え、実行していただいている面もございます。本日、みんなで課が傍聴に来ておりますが、多文化共生推進プランを今年度作成し、外国籍の市民の方を含めて、まちぐるみで住みよいまちをどのようにつくっていくかということを示していく、まさに節目の年だと思っております。そういったテーマの中で、皆様からご意見をいただければと思っております。

また、二つ目の協議事項は不登校児童生徒が安心して過ごせる環境づくりです。こちらも非常に大事なテーマとなっております。校内教育支援センターをはじめ、青少年育成センターで一生懸命対応いただいている中で、学校現場でも、先生方が日々様々に対応していただいています。市としても、不登校の子たちをどのように応援していくという視点は必要かと思っております。

この2つのテーマにつきましては、これまでも議論はしておりますが、進捗状況を含めて報告いただき、改めて今後について協議できればと思っております。また、施策展開に当たって、委員の皆様と方針を共有し、より良い教育環境で、次世代を育てるまちを皆様と目指していきたいと思っております。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

○**教育部長** ありがとうございます。

それでは、四街道市総合教育会議運営要綱第3条の規定により、これより鈴木市長に議長をお願いいたします。よろしくお祈りいたします。

○**議長（市長）** それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

協議事項1、多文化共生推進へ向けた今後の方向性についてです。

初めに、事務局から説明をお願いします。

○**学務課指導主事** 学務課の木本と申します。昨年度の総合教育会議では、日本語指導が必要な外国籍児童生徒への支援体制を議題として、今後の支援体制の在り方について充実した協議を行うことができました。今年度は、昨年度の協議で明らかになった課題を踏まえつつ、全庁で更なる

前進を図るため、多文化共生推進へ向けた今後の方向性について御提案させていただきます。

説明の概要については、1点目 本市に在籍する外国籍児童生徒の状況、2点目 日本語指導が必要な児童生徒への支援体制における成果と課題、3点目 多文化共生推進へ向けた関係各課との連携の在り方、4点目 多文化共生推進へ向けた取組について ご提案させていただきます。

まず市内小中学校に在籍する外国籍児童生徒数の推移については、平成30年度では151名、令和7年度では346名となり約2.3倍に増加しております。令和7年度に関しては、市内在籍児童生徒数の約4%が外国籍児童生徒となっております。

日本語指導が必要な児童生徒数の推移については、外国籍児童生徒数とそのうちの日本語指導を必要とする児童生徒数を示しています。また日本語指導が必要な児童生徒数は、令和3年度では142名、7年度では246名であり、約1.7倍に増加しております。外国籍児童生徒数の増加と共に、日本語指導を必要とする児童生徒も増加していることがわかります。

このような状況を踏まえて、教育委員会における6年度までの取組による成果と課題について説明いたします。日本語による社会的自立を目指した教育活動の実践を通して、4点の成果を挙げることができました。

1点目は教職員の多文化理解促進、日本語指導方法の研鑽です。国際理解研修会や連絡協議会等を重ねたことで教職員の多文化理解への促進を図ることができました。2点目は教職員の負担軽減、保護者との連携強化です。学校の要望に応じて多言語翻訳版の配布文書を継続的に作成したことで、保護者と学校との連携を強化するとともに、教職員の負担軽減を図ることができました。3点目は学校を核とした国・県・大学等への連携推進です。大学や専門学校等から有識者を招へいし、日本語指導に関する研修会を毎年継続的に開催したことで、日本語指導実践の一助とすることができました。4点目は関係機関との連携構築の発展です。市語学指導員について市国際交流協会や県内日本語学校等からの紹介を受け、継続的に任用することができました。また、市国際交流協会との連携により、学校からの要望に応じて日本語支援ボランティアを派遣することができました。

一方で、6年度までの取組における課題として、特別支援教育についての情報提供、市語学指導員の継続的な人材確保、初期指導教室設置等についての調査研究の3点が挙げられました。昨年度までの取組で明らかになった課題に対して、今年度は具体的な対応を図っております。

特別支援教育に関する情報提供については、保護者向けに特別支援学級の理解を深めるための案内文書を多言語翻訳を通じて作成し、情報提供を図っています。市語学指導員の人材確保については、関係機関との連携を継続し、積極的な声掛けや働きかけを行うことで、安定的な支援体制の構築を目指しています。初期指導教室の設置等については、岐阜県可児市の取組を参考に、現在、他の県や市町村の事例を含めて調査を進めている段階です。

このように、様々な取組を通じて、日本語社会での自立を目指す教育活動を推進していますが、学務課単独での対応には限界があります。そのため、さらに一步進んだ組織的な対応が必要であると感じています。また、より効果的な支援を実現するためには、関係各課との連携が不可欠であると考えます。そこで、今後に向けた組織的な取組についてのご提案をさせていただきます。

今後、地域における多文化共生の推進をしていくためには、外国籍の児童生徒のみならず、その保護者を含めた外国人住民が、市民の一員として社会に参加・参画できる環境づくりと支援が重要です。その実現には、教育委員会だけでなく、福祉、子育て、生活支援、地域参画など庁内

の関係各課が連携して取り組むことが不可欠です。具体的には、外国人コミュニティと地域・行政が連携して課題解決を図る仕組みの構築や、市の各部局による外国人支援センター的機能の整備が求められています。このような背景から、多文化共生の推進には、庁内全体での連携体制の構築、さらには関係機関・団体との情報共有が必要であると考えます。

ここで、みんなで課を中心として準備が進められている、8年度から実施予定の「四街道市多文化共生推進プラン」についてご説明します。このプランは、市全体で多文化共生を実現するための基本指針になります。現在、骨子案が完了し、実施に向けた準備を進めています。基本理念に「誰もが住みやすく、活躍できる多文化共生社会を目指して」を掲げ、3つの基本方針と8つの施策を柱としています。これらを実現するためには、庁内の連携を強化し、地域や関係機関と協働する仕組みづくりが不可欠であると考えます。

そこでまずは、学務課の取組について説明させていただきます。学務課では、日本語指導が必要な児童生徒への教育機会のさらなる確保を柱として位置づけ、次の2点を重点的に取り組んでまいります。

1点目は、日本語指導の充実です。編入学前の児童生徒に対して、日本語学習支援や生活支援体制の構築を進めてまいります。また、語学指導員の継続的な人材確保にも力を入れていきます。

2点目は、関係機関との連携強化です。市国際交流協会、県内大学、NPO団体等との連携を深め、専門的な支援体制の構築を目指します。特に、編入学前における初期指導教室等の設置については、今後、調査・研究を進めてまいります。

これらの取組は、庁内で進める多文化共生の取組と連携しながら、取り組むことが重要であると考えますことから、関係各課との連携の在り方についてご説明いたします。

まず「連携」という言葉の定義について確認させていただきます。連携とは、「共有化された目的を持つ複数の人及び機関が、単独では解決できない課題に対して、主体的に協力関係を構築して、目的達成に向けて取り組む相互関係の過程」と定義されています。つまり、単なる情報交換や一時的な協力ではなく、目的を共有し、それぞれの立場で責任を持って関わり続ける関係性が「連携」であると捉えます。

次に「連携」を図る上での展開過程について、厚生労働省が提示した資料を基に説明いたします。連携の構築には段階的な過程が必要となります。まず①単独解決できない課題の確認、②課題を共有しうる他者の確認の段階では、自課のみでは対応が難しい課題を明確にし、他課の取組や課題について理解を深めます。これにより、課題の共有が可能となります。次に③協力の打診では、他課に対して協力を呼びかけ、共に取り組む姿勢を示します。ここまでの「協力」の段階です。その後、④目的の確認と目的の一致では連携の目的を共有し、⑤役割と責任の確認、⑥情報の共有では各課の役割と責任を明確にします。特に⑥情報の共有では、情報を出し合い、相互理解を深めることが重要となります。さらに⑦連続的な協力関係の展開では、それぞれの課が力を発揮していくことの確認のために協力を呼びかけ、継続的な連携体制の構築を目指します。

現状では、②課題を共有しうる他者の確認の「書面上で他課の取組の情報共有」まで進んでいますが、③協力の打診以降の過程においては課題が残されています。今後は、これらの過程を意識しながら、協力から連携へと段階的に進化させていくことが重要であると考えます。

次に、連携の展開過程を基に庁内関係各課との「連携」のイメージについてご説明いたします。

現在、関係各課ではそれぞれの業務の中で、外国籍住民や児童生徒に関わる取組を行っています。しかし、こうした取組は単独では限界があり、課の枠組みを越えた連携が不可欠であります。そのためには、各課が互いの目的や取組内容を共有し、自分たちの立場で何ができるかを考え、課題解決へ向けて取組んでいくことが重要となります。また、各課が持つ情報や専門性を相互に補完し合うことで、支援の質と広がりが大きく向上します。このことから一時的な協力ではなく、継続的な関係性を築くことができ「連携」が実現します。このような連携のイメージを具体化することで、より広い視点から多文化共生を推進することが可能になります。また、「協力」から「連携」へと段階的に進化させることが、持続可能な支援体制の構築につながると考えます。

次に、今後庁内で検討されるべき、連携を具体的に進めるための手立てについてご提案します。多文化共生を推進するには、目的を共有し、協働できる場の設定が不可欠であると考えます。そのため、関係各課の担当者が参加する「多文化共生庁内連絡会議」を設置し、直接顔を合わせる対面式会議を実施することが望ましいと考えます。この会議では、各課の業務や課題を共有し、他課の課題を知ることで、自課で支援できる方法を検討する必要があります。また、具体的な役割や取組内容の確認を行うことで、実効性のある連携を目指すことが重要です。こうした場を定期的に設けることで、庁内全体で多文化共生の目的を共有し、「協力」から「連携」へと進化させる基盤づくりが必要であると考えます。

最後に、庁内全体での情報共有体制の構築について、今後検討されるべき方向性をご提案します。多文化共生を推進するためには、各部局が持つ情報や人材を部局間で共有できる仕組みが必要です。そのため、以下の取組を進めることが望ましいと考えます。

外国人住民対応マニュアルの作成・共有では、各部局が関わる外国人住民対応について、共通のマニュアルを整備・共有し、対応の質と統一性を高めることが必要であると考えます。

翻訳・通訳支援者の情報一元化（人材バンク）では、通訳や翻訳が可能な人材の情報を一元管理し、必要な場面で迅速に活用できる体制を整えることが重要であると考えます。

NPO・国際交流団体との情報共有の場の設定では、外部団体との連携を強化し、地域資源を活かした支援体制を構築することが求められます。

地域コミュニティ（区・自治会）との連携支援では、地域とのつながりを深め、外国人住民の孤立を防ぎ、地域全体での共生を促進することが望ましいと考えます。

入国管理局・警察との情報共有（オブザーバー参加）では、関係機関を会議に招へいし、治安維持や安全確保の観点から情報提供や意見交換を行うことが必要であると考えます。この関係機関には、医療機関など日頃から関わりを持つ団体も含まれます。

こうした取組を通じて、庁内全体で情報を共有し、連携を強化する体制づくりが求められます。

終わりに、本日の提案が、庁内全体での連携のきっかけとなり、外国籍児童生徒をはじめとする外国人住民の方々が、安心して暮らし、学び、そして地域社会の一員として主体的に活躍できる環境づくりへとつながる第一歩となることを心より願っております。ご清聴いただきありがとうございました。

○議長（市長） ありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

三浦委員。

○三浦委員 昨年度の総合教育会議に出されたことを踏まえながら、現状と今後の提案ということで、見通しのある良い考えだなと思って聞いていたのですが、昨年度の協議では、学校現場における日本語指導の大変さが出されていました。今回もそれがありませんでしたので、少し調べてみたのですが、令和6年度の外国籍の子どもたちは346人、外国人の数は約3,800人ですから、外国人住民に占める子どもの割合というのは9%ぐらいです。約1割と考えたときに、では残りの9割は、学校とは直接的な関係を持たずに生活している小さい子もいれば、働いている人もいれば、高齢者もいます。とすれば、今の提案にあったように、市全体で考えて具体的な対策を練っていかねばならないことなのだというところを、改めて認識したところでございます。

○議長（市長） ありがとうございます。私も同じ考えです。仕方がないところもありますが、どうしてもこれまでは学校現場でかなり対応いただいていた。私の子のクラスにも何人か外国籍の子がおりますが、同じ教室の中で過ごすのですから、対応が必要になります。先生は、学級運営としてうまくやらなければいけない。ただ、まちとして多文化共生ができていたかという、なかなか触れないというような感覚があったと思います。しかし、それは大きく変えていきたい。むしろ市民全体で多文化共生をやる中の、その中の教育現場という形で、今と逆にしたい。ですから、それはこの会議で意識をしながら議論できればと思っております。先ほど木本さんが出してくださった資料でも、多文化共生推進プランを、様々な生活習慣、コミュニケーションがある中で、まちの中、生活全般でやらなければいけない。その中に教育があるということで、まち全体でやっという方向性が今ある中で、これからどうやって具現化するかというところがありますので、どうぞこれから意見をいただければと思います。

では、秋山委員。

○秋山委員 昨年度の会議は、やはり外国籍の子どもたちの支援という形で、学校現場を主としたテーマだったと思います。そのときに、もうこれは教育委員会だけではなく、市全体で取り組んでいただかないと進んでいかない、学校だけでは難しいという趣旨の発言をした記憶があるのですが、多文化共生推進プランというものができて、少し現実的になってきたと感じております。市民の中に外国籍の方がいて、そちらの方たちも支援していくことができる体制になってきて非常に良かったと思います。外国籍の方たちは、日本に来て分からないことも多いなか、言葉もよく分からないのに、子どもを日本の学校へ通わせるとなったとき、わが子が学校で楽しく過ごしているのかというのが一番気がかりだと思っております。勉強のことよりも、子どもが楽しんでいるのか、そこが一番気がかりだと思っておりますので、そういったことも含めてこれからの多文化共生推進プランと共に、市全体で支援していってあげられたらと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

○議長（市長） ありがとうございます。そうですね、ですから木本さんのおっしゃっていた初期の編入学の前の段階で、教育現場の中で日本語をしっかりと学んでいただく、もちろんそれを行っていく過程もあるのですが、それが全てではないという中で、どういう体制だったらいいいのかというのが他市町村の事例だと思っております。ですから、そういった調査内容を軽く説明してもらえますか。

○学務課指導主事 他市町村の事例として岐阜県可児市は、本市と人口規模や外国籍住民の割合が近い自治体であり、参考となる点が多いと考えております。可児市の初期指導教室の特徴としては、市の関係部局が国際交流協会と連携し、両者が中心となって運営している点が挙げられます。

この体制のもと、外国から転入してきた学齢期のお子さんが、学校へスムーズに接続できるよう支援する取組や、学齢を超えた方への日本語指導を継続的に提供する取組など、入学前後の支援から成人の日本語学習まで、市の部局と国際交流協会が一体となって幅広い支援を提供していることが大きな特徴です。国籍の構成については本市と異なりますが、市長部局が中心となり、地域の国際交流協会が積極的に関わりながら包括的な支援体制を構築している点は、本市にとっても参考となる取組であると受け止めております。

○議長（市長） 確かに、特に編入してくる子、学期の途中で来る子は戸惑っているなど、私も毎日学校に行っており、授業参観で特に感じたりします。新学期から入学するというのは、スケジュール的にも分かっている、プログラムができると思うのですが、それだけではなく、いきなり学期の途中で編入するということもあるではないですか、そういうところもできるだけ対応できるような、柔軟な初期指導教室のようなものがあると大変良いですね。考えさせられました。

では、高野委員。

○高野委員 まず子ども、学校の話が先になってしまうのですが、先ほどの説明で外国籍児童生徒が346名ということ、これは小さめの小学校1校分丸々の人数に当たる数です。ですので、改めてその人数というものを実感しました。そのような子どもたちや保護者に対する支援として、教育委員会としてもこれまで語学指導員の派遣をはじめ多言語翻訳の文書作成、それから初期指導教室についての研究等、本当にきめ細かな様々な取組が進められていることがよく分かりました。中でも語学指導員は、今後外国籍児童生徒がさらに増加すると見込まれますので、その人材確保もますます求められると思っております。学務課の取組の柱にも掲げられていますけれども、何といたっても日本語の指導の充実が重要事項だと思います。

少し話がずれるかもしれないのですが、日本語指導以外の学習支援ということで、私自身が学校支援ボランティアという形で、ある小学校の高学年の教室に算数のチームティーチングで入らせていただいたことがあるのですが、中に外国籍のお子さんと思われる子がいました。例題を一人一人解いているときに、ノートをのぞいてみますと、やっていることの意味が分からない様子でした。計算自体は何とかできそうな感じなのですが、何をやっているのか分からないという感じでした。ただその子は、私の話す言葉は分かるようなので、そばについて、ゆっくり説明しながら取り組ませてみると答えが出せました。日常的な会話はある程度できるようになっても、学習となると学習用語というものがあります。そういう学習用語がよく分からなかったり、授業のスピードがその子には速過ぎたり、また、学習は積み重ねですから、今やっている内容の基になる既習事項が抜けてしまっていたりすると、なかなか学習の理解が進まなくなります。ですので、全然まだ日本語が分からないというお子さんについては難しいのですが、私のように外国の言葉は分からなくても、教員経験があるような者であれば、ある程度会話ができるというお子さんについては、学習支援ができるかなと思いました。教育委員会の事業の中でも、地域のボランティアによる学校支援というものがありますので、人手がより必要ということであれば、その方面からも声をかけていただければ

と思われました。

それから、今日の一番のテーマだと思うのですが、多文化共生社会の推進については、市の総合計画でも重点事業に掲げられており、先ほどもありましたように、令和8年度から四街道市多文化共生推進プランが開始されるということ、それから最近ホームページで、市と四街道警察署が多文化共生推進に関する覚書というものを締結したという内容を見て、着々と進められていると思われました。そのような中で、庁内関係各課との連携についての提案というのは大変意義のあるものだと思います。多文化共生庁内連絡会議の開催とか、部局間での情報共有ができる仕組みづくりとか具体的な提案もありましたので、それを全庁的に連携して進めていけば、大きな前進だなと思って聞いておりました。

また、連携がなされれば、様々な情報が入ってくると思うのですが、可能なものにつきましては、学校等の関係者にも情報発信をしていただきたいと思います。例えば学校で外国籍の児童生徒や保護者のことで、学校だけでは解決できないなというものが発生した場合に、先生方が、これについては市に相談すれば対応してもらえるとということが分かるようになっていくと心強いと思います。

以上です。

○議長（市長） ありがとうございます。確かに人手があれば、勉強をはじめ、ついていける子もいるという認識は私も同じです。ただ、全員につきっきりで教えることはできない中でどうしていくか、そこはしっかり考えたほうがいいのかと思います。ひとつ抜けてしまうと、次の学びでつまづいてしまうことになります。

また、私の立場からですが、四街道警察署とは、交通安全や治安といった様々な面で連携をしており、その中で多文化共生推進に関する覚書も結んでおります。四街道警察署とは、市と1対1の関係で非常に様々なことをやりやすく、一緒に地域づくりをしていることが県警本部からも表彰されたそうです。そういった自治体との連携を四街道警察署が進めているということで、多文化共生推進の覚書も四街道警察署から話がありました。私も正直、警察署は、犯罪者を捕まえるという感覚があったのでどういうことかと思ったのですが、外国人総合対策が、県警本部の柱にもなっているようです。警察と外国人の関係性というのは、未然防止、犯罪を起させないために、外国人との共生をしっかり築く、そのために警察としての政策を進めていくのだということを県警本部が打ち出しています。それが具現化したのが四街道警察署と私たちの関係で、全国でも非常に珍しい事例だったそうです。早速、中央小学校で警察署の方がブースを出して、様々な民俗衣装を持ち寄りして交流スペースを設けました。私も警察でこのようなブースを出すのだと思ったのですが、そこに県警本部長が来てくださり、県警本部を挙げて多文化共生を頑張っていこうと、それを示してくださり、お互いのリソースを持ち寄って多文化共生を一緒に進めていこうという形が出来上がりました。ですから、私や四街道警察署長が代わっても、市と警察の連携関係はずっと続いていく形ができたと思っております。

どうぞ、豊田委員。

○豊田委員 私は10月に、今日傍聴いただいている子育て支援課が主催の、市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会という会議に、保健推進員として参加させていただいたのですが、ここでは児童虐待対応に関わる地域連携について、グループに分かれて事例を通してみんなでディ

スカッションしました。その時の出席者が市長部局、教育委員会、消防署、警察署、医療従事者、民生委員、社会福祉協議会の方等で、市で様々な活動をしている方たちと直接1つの事例についてお話をさせていただきました。その際に、それぞれの観点やアプローチの違いを勉強し、お互いが何をやっているかということを知ること、そして他機関との連携、つなぐということの大切さを実感しました。

それこそ、令和8年度から多文化共生推進プランをみんなで課を中心に推進していくと、今お話がありました。まさにこれから推進していこうとしている会議に出席させていただいて、お互い何をやっているかということを知ることの部分がとても重要で、それをさらに連携、つなぐということの大切さをすごく感じました。昨年度の総合教育会議では学校目線の、教育行政のお話でしたが、それがさらに進化して、全庁で情報の共有体制をつくり、協力から連携体制の構築というお話もありましたが、目的の共有、協働を図る場の設定というのは、今年から来年に向けての多文化共生推進に向けて、ぜひ全庁挙げて協力し合って進めていけたらいいなとすごく感じました。

○議長（市長） ありがとうございます。総合教育会議で昨年度もこの議題を取り扱って深まっているのですが、ここでの議論を全庁にやっていくという中で、先ほどご提案があったような会議は、私も必要だと思います。今は、多文化共生を各課で話し合うといった、そういった会議はありませんので。この間の庁議で、窓口では3月、4月に何時間待ちの長蛇の列となると、何が原因なのかというと、外国籍の方の対応にすごく時間がかかっている。では窓口に行く前に、必要な書類や対応を行えば早くなるのではないかと、そういったことを庁内で共有しながら、外国人市民の方に対応することで、日本人市民の方にとっても良い波及効果があるということ、各課で話し合う中でその重要性をすごく感じました。おそらく部長でも分からない、私でも分からない、様々な各課の細かい課題も多くあると思うので、関係各課同士で話し合う会議はみんなで課で、できそうでしょうか。庁内で共有して、加えて関係諸機関でも将来的には話をして、切り口も違うしアプローチも違う、けれども知っておけば、円滑に進むこともあると思います。こういったことは少子高齢化もそうですが、外国籍市民が増えていくということは、長期的に絶対おこることなので、しっかりと今から取り組まないといけない。いつか総合教育会議で議論しなくて良くなるほど、多文化共生が推進される日が来るようにしたい。今は、何度も議題にしているのですが。

○豊田委員 話し合っ意見を出していただくと、取組の形が見えて、とても勉強になったので、こういった形で、自分たちがここはこういうことができるということをお互いに知っていると、きちんとつなぐことができると、そのように思いました。

○議長（市長） そうですね、ありがとうございます。

○高野委員 みんなで課では、多文化共生推進プランを策定していると思うのですが、策定メンバーの中には学校の教職員は入っているのでしょうか。

○みんなで課 学校長が入っております。

○高野委員　　そうですか、では学校側の意見もある程度反映されているということですね、良かったです。

○三浦委員　　先ほどからの話を聞いていると、外国から来た人にとっては日本語の壁とってははいけないのかもしれませんが、かなり障害になっているのだらうなと思いました。提案の中に編入学前の初期指導教室の徹底というような話もありましたが、そうではない一般の人、幼い子どもの親等の日本語の学びというの、これもまた欠かせないと思うのです。例えば、ボランティアを使った日本語教室のようなもの、そのようなものを共生プランの中に盛り込んでいくような計画があるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○みんなで課　多文化共生推進プランの施策の中に、日本語教育の推進を掲げておりまして、その中で市国際交流協会が開催する日本語教室があり、週3回開催しています。

○三浦委員　　市国際交流協会が週3回の日本語教室を行っているという話がありましたが、メンバーや教室に参加している参加者の実態等は、どのようになっていますか。

○みんなで課　市国際交流協会の日本語教室は、週3回やっていて、週2回は昼間やっているので、女性、特にママさん世代が多いです。夜は、働いている世代、30代、40代の働く世代の方たちが主に受けに来ています。これで週3回となります。土曜日に子ども向けの教室もやっていますが、主なターゲットは30代、40代の女性、男性として外国人日本語教室をやっているのですけれども、やはり働く世代の男性、特に夜の教室というのは1回しかやっていないので、どうしてもその供給が間に合わない状態になっていて、待ちがあるような状態が現状です。

○議長（市長）　ありがとうございます。その他、ありませんか。
教育長。

○教育長　委員の皆さんのお話、非常に参考になりました、ありがとうございます。私が多文化共生を考えると、例えば5年後、10年後、15年後の姿がどのようになっているのかと想像し、転入外国人の方がどんどん増えている。そうすると、市の文化、日本の文化をどのように啓発して、理解をしてもらおうか、それが非常に大事なまちづくりの方向性、教育委員会の方向性にもなってくると思うのです。教育委員会としては、学齢児童生徒、小中学校の児童生徒には、そのときそのときに一生懸命対応しています。今のお話の中の初期指導教室をどうするか、いわゆる小学校入学前のお子さん、あるいは中学校卒業後の高校生以上の大人の方にどうやって対応していくか、そういった具体的な取組がどのように見えてくるかというのが非常に大事ではないかと思っています。

多文化共生推進プランがこれから進んでいくと、その進んでいく中で具体的に基本理念とか基本方針が示されていますけれども、その誰もが活躍できる地域づくりが非常に四街道のウエイトに係ってくる、ウエイトといいますか、四街道がこれから進んでいく方向性に大きくなるのではないかと思います。市長部局も教育委員会も各課で、抽象的な言い方ですが、それぞれの形ができるようにしていくことが非常に大切です。例えば、ふるさとまつりや市民文化祭で太鼓をたたいてく

れる外国人の方や、お祭りで踊ってくれる外国人の方が増えてくる、日本の文化を理解して、日本のコミュニティの中に溶け込んでいる、自治会づくりにもつながっていくのではないかと。今後は区・自治会と接点を持つのはどこか、福祉との関係や社会福祉協議会、様々なことを総合的に考えてやっていかなければいけないのではないかと、今お話を聞いて思います。

○議長（市長） 既存のふるさとまつりをはじめとした、そういった催し等に溶け込めるような気がします。新たな人脈というのは、なかなか提供するのが大変なので、既存の様々な今までの頑張ってきてきた事業に、共生につながるようなことを入れていくことも大事だと思います。

このテーマは、今後とも教育委員会とも当然しっかり協力してやっていきたいと思いますので、また皆さんと協議できたらと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

次に、協議事項2、不登校児童生徒が安心して過ごせる環境づくりに向けてです。

初めに、事務局から説明をお願いします。

○青少年育成センター指導主事 青少年育成センターの霜下と申します。よろしく願いいたします。それでは、私から、不登校児童生徒が安心して過ごせる環境づくりに向けての説明をさせていただきます。

本日は、この4項目について説明をしていきます。

はじめに、全国の不登校児童生徒数ですが、年々増加傾向にあり令和6年度の調査では、全国で初めて35万人を越えました。小中学校別に見ていくと小学校の不登校率が2.3%（44人に1人）、中学校の不登校率が6.8%（15人に1人）になります。コロナ禍以降その数は急増し、今後も増加傾向であることが予想されています。これは、コロナ禍によって、子どもたちの関わり方の希薄化、コミュニケーション力の低下、保護者を含めた価値観の変化が関係していると考えられています。

では次に、本市の状況について説明させていただきます。市内小学校の不登校の割合は、全国や県の状況と同様に近年増加傾向が見られ、特に高学年の不登校の割合が高い傾向にあります。市内中学校の不登校の割合は、ここ数年横ばい傾向にあり、6年度は減少しました。ここ数年中学校の不登校の割合が横ばい傾向にあるのは、校内教育支援センターの設置によって「不登校生徒が通いやすい環境が整備されたこと」が関係していると思われます。

このような不登校児童生徒数の増加は、全国的にも優先して取り組むべき喫緊の課題となっています。文部科学省からは、元年10月「不登校児童生徒への支援の在り方について」通知が出され、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保や教育支援センター、フリースクール等での出席の取り扱いについてまとめられました。しかしながらその後も、不登校のさらなる増加を受け、5年3月には、誰一人取り残されない学びの保障に向けたCOCOLOプランが通知されました。

COCOLOプランが目指す支援は、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることです。学校、行政、民間団体などが、それぞれ立場が違ったとしても、互いに協力、連携し合いながら、全ての児童生徒に学びの場を確保していくことを示しています。以前は、「学校に登校する」という結果が重要視されていた時期もありましたが、現在では、不登校児童生徒が社会的に自立するために、学校の教室以外にも教育支援センターやフリースクール

ル等の民間施設といった多様な学びの場や居場所が整備され、それぞれが連携し合うことが求められています。

それでは、ここからは本市における不登校支援について説明させていただきます。本市で取り組んでいる不登校支援は大きく次の4つになります。

まずは、学校教育相談室「ルームよつば」についてです。ルームよつばは、平成5年度より児童生徒の「心の居場所」として運営しております。現在、在籍する学校に登校することが難しい子どもたちを中心に通っています。昨年度の様子やご意見を踏まえ、今年度から「小学校5年生以上の自力登校」や「中学生の私服登校」を可能に変更しました。こちらは、過去5年間のルームよつばを利用していた児童生徒数です。通室状況は、その子どもによって異なり、ほとんど毎日通う子どもいれば、学校への登校と併用して利用する子もいます。

次に、校内教育支援センターについてです。本市では、5年度より市内全中学校に校内教育支援センターを設置しました。不登校傾向の状態にある生徒に対しての「心の居場所」として運営しております。センターの指導員は、不登校加配教員が配置されている中学校が2校あり、加配教員が配置されていない学校には、市会計年度任用職員を配置しております。また、今年度は新たに、吉岡小学校に校内教育支援センターを設置しました。こちらは、校内教育支援センターの在籍児童生徒数です。この中のほぼ全ての児童生徒が校内教育支援センターを利用することで、以前よりも前向きに登校できるようになっています。昨年度在籍生徒の保護者を対象としたアンケートでは、「在籍教室以外の居場所があることや同じ先生が対応してくれることで安心感をもって生活できた」という意見が多かったです。

次に、相談活動についてです。青少年育成センターでは、不登校に関する相談を受ける機会も多いです。今年度は市が雇用するスクールソーシャルワーカーを1名増員し、相談にあたっています。今年度も10月末の時点で多くの相談件数があり、そのニーズの多さが分かるかと思います。他にも、保護者の支援として交流会を実施しています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、高校の先生方にも参加していただき、子育てや受験の不安に対応しています。また、本市には、保護者による民間団体として「よつかいどう不登校支援ネット」があり、定期的に意見交換会を実施しています。昨年度は共同でデイキャンプを実施しました。そして、今年度新たな不登校支援として、宿泊型体験活動「わくわくスマイルキャンプ」を実施しました。普段できない自然体験活動や共同作業を通じて、社会性を育むとともに、体験活動の格差解消に向けて取り組みました。当日は、児童生徒、保護者を合わせて7名が参加しました。キャンプに参加した児童生徒の保護者からは、「家に帰っても楽しそうにキャンプのことについて話していた」「普段初めてのことにチャレンジできない子どもが様々なことに取り組んでいて驚いた」などの声が聞かれました。キャンプ後も、保護者の方から、「以前よりも他の人と関わる活動に意欲的に参加しようとするようになった」といった連絡もいただきました。

ここからは千葉県やフリースクール等の民間施設が行っている取組についてです。

まず、千葉県が実施しているICTを利用した授業配信「エデュオプちば」についてです。不登校や自分の教室で授業を受けられない児童生徒を対象にオンラインでの授業配信を行っています。今年度から対象学年が小学校4年生から中学校3年生に拡大されました。

次に、フリースクール等民間施設の利用についてです。最近では、学校外の民間施設を利用している子どもも増加しています。学習指導や相談などの状況を判断し、在籍している学校長が認めた

場合には、指導要録上の出席扱いとなります。現在市内児童生徒が利用しているフリースクール一覧になります。この中のほとんどのフリースクールが出席扱いの対象になっています。

最後に、今後の本市における不登校支援の課題について説明をさせていただきます。大きく次の4つのことを課題として考えています。

1つ目は、課題の中心である、不登校への理解の浸透です。先日行われた交流会の中でも話題になりましたが、子どもの中には、「学校に行けていない自分はダメな子なんだ」という思いを抱いて自己肯定感が低くなってしまっている子どももいます。学校は子どもの成長を促したり支えたりするうえで非常に大切な場ではありますが、子どもが成長したり誰かと交流したりする場所は学校だけでなく、「他にも多くの場所があることを理解し、子どもの様々な努力や成長を認めていく」といった姿勢を我々大人がもつことが重要だと考えています。

2つ目は、支援を必要としている方に相談窓口や多様な支援についての情報を幅広く周知することです。不登校についての相談を受ける中で、様々な支援について知らない家庭が多いことに気付かされます。ホームページの効果的な活用等により、支援や取組の周知、新たな情報の整備が必要だと考えています。

3つ目は、今後も不登校の増加が予想される中で、教室以外の居場所のさらなる拡充が必要になります。具体的には、校内教育支援センター指導員の常駐化や小学校における校内教育支援センターの拡充です。現在、校内教育支援センター指導員は、週3日の勤務となっており、それ以外の日は、各校の職員が対応しています。小学校については、授業が入っていない時間のある職員が不足しているため、週5日開室することが難しい状況にあります。子どもたちがより安心して学校に登校できるためにも、校内教育支援センター指導員の常駐化が一番の課題だと考えています。

4つ目は、今後、フリースクール等の学校外の施設を利用する児童生徒も増加していくことが考えられます。そのような施設との連携の強化がより重要になります。さらに、「たき火の会」への参加など、親の会との連携もより一層充実させてまいります。

終わりに、多様な学びの場や居場所が拡充していくことで、全ての子どもたちが安心して成長できる四街道市を目指して、青少年育成センターは今後も取り組んでいきます。以上で、説明を終わりにさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（市長） ありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。

発言のある方は挙手をお願いします。

三浦委員。

○三浦委員 資料を見せていただいて、7年度の変更点を見ると、改善がスピーディーであることが分かります。例えば、ルームよつばへの登校の工夫、吉岡小学校に新たな校内教育支援センターの設置、スクールソーシャルワーカーの2名配置という点です。これが市の予算のたまものなのだろうということで、引き続きよろしくをお願いします。また、ほかに、わくわくスマイルキャンプ、オンラインでの支援ネットの拡大等があげられます。

ここで、先ほどの不登校の数が減らないだろうという話、増える傾向にあるという話ですが、全国の不登校児童生徒数がぐんと増えている。先ほどはこの内容のところで価値観の変化という話がありましたが、どういったことだと思っていらっしゃいますか。保護者や子どもの価値観の変化が

どのように変わったと思われていますか。

○**青少年育成センター指導主事** コロナ禍の学校の状況として、体調が悪くなったときに、無理に登校しなくても良いよということがあり、そこでオンラインでの学習も含め、様々な学習の形態があるという、人によってはそのように捉えた方もいまして、その中で無理に登校しなくても良いのではないかと、そういった価値観も出てきたということがあったと捉えています。

○**三浦委員** 令和元年10月と5年3月の文部科学省通知があります。この通知の根拠になっているのは平成28年に出された法律ですよね。教育機会確保法というのができて、不登校の児童生徒の休養の必要性がある、その子に合った学びの場を提供していくようにと変わってきたので、先ほど説明にあった校内支援センターのような、様々な子に応じた学習の場が重視されてきました。この法律が施行されて、もう10年ぐらいになり、その趣旨が浸透してきているから、この不登校数の急上昇のカーブが鈍化することはあっても全体的な数はきっと増えていくのではないかとというふうに、先ほどの説明の中にありましたけれども、私もそう思います。不登校に対する取組の深まりはなされているものの、更なる充実は欠かせないと、今回の提案も含めて思ったところです。

○**議長（市長）** ありがとうございます。他にご意見はありますか。

○**豊田委員** まず質問させていただきたいのですが、よつかいどう不登校支援ネットが発行している「学校にいきたくな〜い！」という冊子がありますが、これは今年度は小学校1年生の保護者へ配付とありましたが、市内全校の小学校1年生に配付されているのかという点と、千葉県で出資していますオンライン授業配信「エデュオプちば」ですが、こちらも指導要録の出席扱いとなるということでしたが、これがどの程度市内で活用されているのかという数字が分かれば教えていただきたいです。また、居場所の拡充ということで、校内教育支援センターが中学校にできて不登校の数が減ったという実績があるということですが、今年から初めて小学校に校内教育支援センターができたことによって、どのような状況かということをお聞きしたいと思います。

○**青少年育成センター所長** この「学校にいきたくな〜い！」ですが、市内全小学校の新1年生に配付しております。ちょうど1年ぐらい前に昨年度は全小中学生全てに配りましたので、今年の4月の時点では新入学の小1の子だけが持っていないことになりましたので、それを配付しました。ですので、全ての小中学生に届けてあります。

○**青少年育成センター指導主事** 「エデュオプちば」の利用状態になりますが、7年度の11月末現在におきましては、小学生の利用が3名、中学生が10名です。6年度に関しては、中学生が17名、登録して活用しています。

○**青少年育成センター所長** 吉岡小学校に新たに校内教育支援センターを設置した、その成果や現状についてご説明いたします。現在吉岡小学校では8名の児童が登録をして通室しています。もちろん毎日来ている子もいれば、そうでない子もいるのですが、その8名全ての出席日数が増加し、

特にその中でも2人は、いわゆる30日という長欠のラインに到達せずに、長欠にならない、いわゆる未然防止の状態ということで非常に成果が上がっていると思います。また、吉岡小学校での、6年生は中学生になっていますので、昨年度の1年生から5年生だった児童の今年の不登校の数で比較しますと、今の2年生、昨年の1年生のときに1人不登校の子がいたのですが、今年は0人になります。新3年生は昨年も0人、今年も0人、新4年生は昨年1人、今年も1人、新5年生は昨年4人不登校がいたのですが、今年は2人に減少しております。6年生は昨年2人不登校だったのですが、今年は2人のままということで、全体で見ましても8人の不登校が5人に減っているという状態です。

○**豊田委員** ありがとうございます。今、最初に伺いました「学校にいきたくな〜い！」というハンドブックですが、昨年度も総合教育会議で私から提案させていただききました。そのときに、初めは全校児童生徒に、今年から小学校1年生に配付したということで、全児童生徒の保護者の方が持っているということで良かったです。これは、よつかいどう不登校支援ネットという民間団体で発行していて、今後は青少年育成センターで継続発行をしていきたいということをお聞きしたのですが、今現在このハンドブックが必要なくても、もし不登校になったときに、保護者が不安に思ったり、悩んだりするときに、こういった様々なところで協力や話をしてくれる機関があるのだということを知ることとはとても大切なことだと思います。ですので、可能であれば、保護者がどこかで心配になったり、子どもが学校に行けなくなってしまったという時に、これを持っていて使えるよう、継続して配っていただけるようにしていただきたいです。また、継続していただけるのであれば、どこかに保存版とわかるような形で記載いただくと、捨ててしまうのではなく取っておこうかということで周知のために利用できるハンドブックになるのではないかと思います。「エデュオプちば」につきましては利用状態のご報告ありがとうございます。

また、今お聞きしました校内教育支援センターについてですが、これは子どもの居場所の拡大ということで、これまでに中学生で成果があった、不登校が減りましたという説明がありましたが、今後の課題として中学校区ごとにまず1校ずつ小学校を増やしたい、その必要性を今所長の話でもありましたが、増やしていきたい、今後それは教育委員会だけではできないことでもあるので、市長部局のほうでもご協力をさらにしていただけたらと思いました。

○**議長（市長）** ありがとうございます。話を聞いていて、不登校の子どもたちが、前向きになったというか、良いイメージを受けたといいますか、その変化というのは我々にとっても成果だと思います。数も大事なのですが、それぞれの子が前向きになればというところが、その成果を訴えていて、私も中学校区というよりは全小学校に置きたいというのは思いとしてあって、もちろん教室の課題等はあるとは思いますが、そこは担当課として目指してほしいと思います。行政として、事業の効果というものは、実績がないものは続けていくことは厳しいです。新しくやって効果がなかったらやめる、そういう行政にならないといけません。ですが、こういう居場所があることで、その子のこれからの感じ方が変わったり、その親や家庭で、長く貢献できるわけではないですが、だからこそぜひしっかりと訴えていただきたいと思うことは、各中学校区ごとにと書いてありますが、それはどういうスケジュールでやっていこうと思っているのかを知りたいです。私の最終目標は全小学校なので、それをどういうふうに進めていくか。効果はあるわけではないですか。効果を

知るために、吉岡小学校でまず1校試してみる。今聞いた範囲では効果があったということだから、これをでは来年度はどこを増やすのかとか、1年に1校ずつ増やすのかとか、そういった考えというのは何かありますか。

○**青少年育成センター所長** まず本音といいますか希望としては、市長と同じように全ての小学校に設置できればと思っております。ただ、吉岡小学校につけるとい話をするときも、やはり現実的に使用できる教室がないという問題もあって、つけたいけれども、例えば和良比小学校ですとか四街道小学校といった、吉岡小学校より不登校児童が多い学校もありますが、現実的には厳しいという面がありました。教室を増やす、造るというのは難しいと思いましたが、毎年1校ずつ小学校で可能なところを増やせば理想なのですが、計画としては厳しいかと思いましたが、2年に1校でもいいので、吉岡小学校ができて、また2年後に今我々の中では次は八木原小学校かなという思いがあります。ここは使用できる教室があるということと、不登校児童の周囲の環境も考えて、そういった2年ごとに1つずつ増やせばいいなというふうには思っております。

○**議長（市長）** ありがとうございます。我々と違って、子どもたちの2年というのはすごくもう大事な時間ですので、2年待っている間に卒業してしまう子も多くいるわけですから、その中でこういう居場所があったらという子も、その中にはいると思うから、使用できる教室があるところがあるかもしれないのであれば、それはぜひラインナップを出してもらって、その対応で学校が大変になってしまうかもしれないですが、ただ我々が考えなければいけないのは、そういう状況にある子どもたちの今をつくるという、これが大目標ですから、そのために我々は苦勞して汗を流すわけですから、様々な事情があって一気にというのは難しいかもしれないですが、使用できる教室があって設置可能な検討ができるところがあるなら、できる限り検討してもらいたい。結果だめかもしれないけれども、それはきちんと提案するようにしてもらいたいと思います。これは財政課との話もありますが、さきほど豊田委員が言ったように、突然こういう状況になる子もいるわけで、そのときに確かな居場所があるか、ないかというのは、その子の人生を変えるかもしれない。今は多様な学びの場があるので、学校だけが全てではないと思っています。ただ、そういう場所があったら良かったなと思う子は一人でも減らしたい、そういう私のスタンスです。

少し話が長くなりましたが、吉岡小学校では所長がおっしゃったように効果が出ているというところで、すごくそれは良かったと思います。自分も前に中学校の先生方との話で、小学校からあったほうが良いのではないですかということは直接言われましたので、実際指導に当たられている方がそうおっしゃったことだから、やはりそうなのかなと思っております。

○**秋山委員** 先ほど豊田委員がおっしゃったように、「学校にいきたくない！」というハンドブック、今年は小学校1年生にということでしたが、一体どれだけの家庭がこれを保存してくれているのか、目を通してきているのかというのは、保護者目線からするとどうなのだろうと思うところです。配付はしなくてもマチコミで年1回、目を通してくださいという形で送ってもいいのではないかと思います。実際に子どもが学校に行きたくないとなった場合、親が、頭が真っ白でどうしたらいいのだろう、ととても慌てると思うのです。そうなったときに、誰かに相談できたり一緒に登校しようと誘ってくれる友だち関係があるかないかでも、その子が教室に行けるようになるの

か、ならないのかが大分変わってくると思います。コロナ禍以降、保護者同士の交流の場が非常に減っていることもあり、お互いに連絡先もわからないというのが現実です。ですから、PTA等の力を借りて、不登校というテーマだけではなく、交流できる様々な場があると良いのではないかと思います。先日、四街道中学校で保護者と先生たちの交流の場があり、保護者として参加してきました。グループごとにたわいもない話や悩みなど情報交換ができて、他の保護者や話したことのない先生と接点を持つことができ、とても良かったです。このように接点を持てると、子どもに何かあったときに相談しやすくなったり、協力体制が作りやすくなるのではないかと思います。

そして、校内教育支援センター、先ほど市長が全校目指したいということを知り、とてもうれしく思いました。ぜひよろしくお願いします。今年度設置された吉岡小学校でも、学校には来られないけれども、先生が自宅へ行って、その子と折り紙を折ってそれを体育祭の飾りにして、その子も参加しているという意識が持てたということなので、そういうことから少しずつ、少しずつ学校に足が向かっていけばいいと思います。一番問題なのは、学校に足が向けられないということで、親も別に行かなくてもいいよと思ってしまうことではないでしょうか。家庭だけの小さい環境の中では、限界があります。第三者の介入がないと外に出ていけない、そうならないように、そうなる前に、様々な力をお借りして、子どもたちが学校へ行こうと思えるようにしていただきたいと思います。

○高野委員 先ほどからお話が出ていますが、不登校になっているお子さんの一人一人の状況は全く違いますので、様々な形での居場所があるのはすごく大事であると思います。ルームよつばもある、校内教育支援センターもある、保健室もひとつの居場所だと思いますし、また、ルームよつばと、校内教育支援センターを併用するお子さんも見られます。とにかく子どもによって状況は様々ですので、多様な形が用意されていることが必要になると思うのです。特に先ほどから話になっている校内教育支援センターですが、保護者のアンケートを見ても、所長さんの話を聞いてもすごく成果を上げていますので、私もぜひ小学校への設置をこれから増やして行っていただきたいと思います。

それから、不登校につきましては、児童生徒への支援と保護者への支援これが両輪だと思うのですが、先ほどのお話を聞きますと保護者に寄り添った相談や保護者の交流会、親の会との連携や親子参加のキャンプ等様々にされておりまして、すばらしいと思いました。引き続き充実して行ってほしいと思います。

最後に、義務教育終了後のことになってしまうのですが、義務教育終了後の子どもの居場所といえますか、進路選択はとても重要です。私が相談室にいるときも全日制の高校や定時制の高校、それから通信制の高校と提携しているサポート校、中には仕事に就く子等進路は様々でした。いずれにしてもその子たちが義務教育終了後も、一人一人元気に目標を持って過ごして行ってほしいと思います。ですので、その先までは少し難しいのですが、進路選択のときに本人の希望を尊重しながら、学校、保護者、そして関わっている相談機関、フリースクールも含めて、みんなで一緒になって、その子に合った進路を考え、良いアドバイスをしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（市長） ありがとうございます。他にございますか。

三浦委員。

○三浦委員 COCOCOプランが目指す支援とありますが、このほかにここで5点挙げられており、2点目から5点目まではさっきの話題の中で出てきていました。この1点目にある学びの多様化学校、不登校特例校については、国が今進めています。今年度から袖ヶ浦市や浦安市で申請して認められて、始まっているという事例がありますので、ぜひアンテナを高くしていただいて、校内教育支援センターももちろん大事ですが、その辺りもよろしくをお願いします。

○高野委員 それに関連してですが、まだできていませんが、この前インターネットで、県立高校で計画中の学校が1校あると載っていました。ですので、いつからか分からないのですが、これから進路先という意味でいいなと思いました。また、そういった情報が入ったら教えてもらいたいと思います。

○青少年育成センター指導主事 今のお話は八千代東高校かと思います。

○高野委員 こちらの子も行けるのですよね、もしできれば。

○青少年育成センター指導主事 はい。県のスクールソーシャルワーカーを配置する計画になっています。この間、浦安市の学びの多様化学校を見学させていただいて、その様子を視察させていただきました。

○議長（市長） 八千代東高校は普通科は別にあるということでしょうか。

○青少年育成センター指導主事 そこは詳しく分からないのですけれども、対応されていなかった部分を、対応させる形になっていたと思います。

○議長（市長） 分かりました。他にございますか。

ちょっと教育長の前に私から、先ほどから「学校にいきたくな～い！」のお話がありましたが、配付もいいのですが、今後行政は、印刷物もおそらく今までのように全校生徒に配るといった感じにはならなくなってくると思うので、それで当然「マチコミ」やインターネット等でアクセスしたいときにアクセスできるような状況をつくるのですが、今試行的にやっていることがあります。

まず「よつえもん」というライオンのキャラクターがありますが、このキャラクターがAIで相談に答えてくれるというものです。今は相談内容を、子どもと子育て世代に絞っていますが、例えば市が発行していることを学ばせて、そこに聞けば、こういうときにどのような支援が受けられるかというのを答えてくれる。AIに相談でできるようになったら、探しに行かなくても全部そこに聞けば分かる。これはLINEから登録ができます。ここに聞いてもらえれば何でも答えますよということで、全戸に配布しています。これで例えば、不登校のことを聞いたら、それに答えてくれるようになれば自分でホームページに探しに行ったり、マチコミでいつそれが来ていたか等探さなくても良いので、新しい技術も使いながら相談体制を整えていきたいと思っています。

○**教育長** 印刷の発言をいただいてありがとうございます。非常に参考になりました。

私は、まず感想ですが、青少年育成センターが様々な新しいことに取り組んでいる、私はそのことを事務局として大いに評価したい。不登校対応に対して日帰りの行事、それを1泊2日に拡充する等、様々なことを行政の在り方として改善の姿勢を今年は感じ、不登校対策の取組について大変ありがたく思っているところです。今の説明の中で、これからの教育を進めるときの大事な要素は、今言われていることですが、誰一人取り残さない教育を教育行政はどう構築していく、そのことが非常に大事ではないかと私は思っています。その中で、今日後半部分で、青少年育成センターが不登校対応で示してくれているホームページの活用やデータの活用。居場所の拡充については、様々な学校の在り方もそうですし、校内教育支援センター等、これから重要になってくる、そしてそれぞれで連携していくことが非常に大事ではないかと思えます。事務局の責任者としての感想ですが、これを本市の教育が一步一步着実に、どうやって進めていくかを事務局でしっかりと議論しながら進めていきたいと思えます。

○**議長（市長）** ありがとうございます。他にご発言がある方いらっしゃいますか。

短い時間ではございましたけれども、各委員多くのことを事前にお調べをいただいて、またご自身が経験されたこと等も踏まえながらご意見をいただきました。本当にありがとうございました。引き続き本市の発展には、皆さんのご意見を踏まえながら、総合教育会議で話されたことというのは大きいですから、これからの市政運営上、こういった議論があったのだからやってみようと思も言いやすくなります。ぜひこれからもご意見をいただければと思います。

それでは、事務局から何かありますか。

○**教育部長** 特にございません。

○**議長（市長）** それでは、本日の協議事項は全て終了いたしましたので、進行を事務局へお戻しいたします。

皆様には円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

閉会

教育部長

○**教育部長** ありがとうございました。

本日の日程が全て終了いたしました。以上をもちまして令和7年度第2回四街道市総合教育会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。